

訪問型サービス（指定相当訪問型サービス） 体制加算等届出添付書類

【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休庁日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

【体制届に必要な書類】

1. 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1 - 4 - 2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	・添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
業務継続計画策定の有無	・添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	・添付書類なし
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者 50 人以上））	・添付書類なし
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上）	・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙 10） ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。
特別地域加算	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	・添付書類なし
口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙 11）
介護職員等処遇改善加算	・処遇改善計画書 ※算定しようとする月の前々月の末日までに提出してください。 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。